

高子事第232号
令和2年5月27日

保護者 各位

高槻市子ども未来部
部長 万井 勝徳

認定こども園・保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業所を利用する
2・3号認定こどもの令和2年6月1日以降の対応について

保護者の皆様におかれましては、これまでの間、新型コロナウイルス感染拡大防止のために家庭保育にご協力を頂きまして、心よりお礼申し上げます。

先日、国並びに大阪府が緊急事態宣言を解除したことを受け、5月31日までの対応としまして、保育園等への登園自粛要請を継続し、保育の利用をされる際の申出書類を不要とさせていただきます。

このたび、6月1日以降の対応につきましては、市立小中学校の再開時期を踏まえまして、下記のとおりとさせて頂きましたので、お知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、今しばらくご負担をおかけしますが、通常保育への段階的な再開に向けた対応にご理解のほどよろしく願いいたします。

記

1. 通常保育再開までのスケジュール

・6月1日(月)から6月14日(日)まで

家庭保育が可能な方については、家庭保育の協力を要請

※この期間に登園を自粛された方は、欠席日数に応じて保育料等を返金します。

・6月15日(月)以降

通常保育

※6月15日以降の欠席分は、保育料の返金対象ではありません。(再度登園自粛要請を行った場合を除く)

2. 通常保育再開にあたっての留意事項

保育園等は、集団生活の場であり、いわゆる「3密」の状態を完全に予防することは困難な環境です。保護者の皆様におかれましては、お子様の体温チェック、手洗い、消毒などを徹底し、引き続き感染症対策にご留意いただきますようよろしく願いいたします。